

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景・目的

本計画は、平成 17 年時点で 10 年後の平成 27 年の高齢社会を見据えて策定した「逗子市高齢者保健福祉計画」(平成 18 年度～平成 20 年度)の次期計画にあたります。

介護の分野では、平成 18 年 4 月の介護保険制度の大幅な改正の中で、予防を重視したしくみへの転換や地域包括支援センター・地域密着型サービス等が新たに創設されました。計画見直しの視点の一つとして、これらの新たなしくみやサービス等の市民への定着があげられます。

また、医療の分野では、今後の高齢化の進展を踏まえ、国民医療費の 3 分の 1 を占める老人医療費に着目した医療費の適正化が進められることとなりました。医療の必要性の高い方への対応に向けた療養病床の再編成が行われ、具体的には、平成 23 年度末までに介護保険適用の療養病床(介護療養型医療施設)を全廃し、医療保険適用の療養病床や介護保険施設等に再編することとなりました。計画見直しの視点の一つとして、在宅介護への移行促進に向けた地域ケア体制の充実があげられます。

神奈川県では、今後の地域ケア体制を充実するための方策や課題を明らかにするとともに、医療機関が療養病床を介護保険施設等へ転換する場合に円滑に移行できるように、入院患者や医療機関を支援するための方策などを盛り込んだ「神奈川県地域ケア体制整備構想」を平成 19 年 12 月に策定しました。

本市では、これらの国や県の動向を踏まえるとともに、逗子市高齢者保健福祉計画(平成 18 年度～平成 20 年度)の点検・評価を行い、今後さらに増大する福祉・保健・介護のニーズに対し、必要な人に必要な援助やサービスなどが必要な形で提供できるよう、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定します。

2 計画の位置づけ・性格

(1) 上位計画

「逗子市総合計画」が本計画の上位計画にあたります。総合計画に位置付けられている「総合福祉」の基本的な方向と整合を図りながら、高齢者福祉・介護保険事業を進めていく必要があります。

総合福祉～共に生きる心豊かなまち～

【福祉・介護の内容で抜粋したもの】

施策	平成 26 年度の目標
福祉社会(1)福祉サービス	介護予防施策等の充実により要介護等の状態になっていない元気な高齢者が増加する
福祉社会(2)福祉施設の充実	特別養護老人ホーム・介護老人保健施設が計画的に整備されている
福祉社会(3)福祉のまちづくり	市内すべての鉄道駅がバリアフリー化される

(2) 逗子市老人福祉計画・逗子市介護保険事業計画

老人福祉計画（老人福祉法第 20 条の 8 の規定による）

すべての高齢者を視野に入れて、高齢者福祉サービスをはじめ、生涯学習、就労、まちづくりその他高齢者に関わる関連施策の充実、強化を図るためのもので、その内容において介護保険事業計画と一体的に調和を図りながら計画を進めていく必要があります。

本市においては両計画の整合を図るため、平成 12 年度を始期とする第 2 期老人福祉計画と第 1 期介護保険事業計画から、一体的に「高齢者保健福祉計画」として 3 年ごとに策定することとしており、今期は第 5 期の老人福祉計画と第 4 期介護保険事業計画に当たります。

介護保険事業計画（介護保険法第 117 条第 1 項の規定による）

本市における虚弱高齢者、要介護者等の人数や利用者の意向等を勘案し、また、本市が行う地域支援事業の必要量や介護保険給付対象サービスの量を見込み、当該見込み量の確保のための計画を策定しました。

前期の計画では、老人保健法の規定による老人保健計画についても、「逗子市高齢者保健福祉計画」の中で一体的に策定してきましたが、老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められ、平成20年4月から健康診査や保健指導は健康保険の保険者ごとに計画を策定して実施することとなり、また、がん検診等の保健事業については健康増進法等に移行しました。そのため、今期計画は、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体とした計画になります。

(3) 関連する計画

県の計画

神奈川県が策定する「かながわ高齢者保健福祉計画」は、市町村による取組みを広域性・専門性・先駆性などの視点から支援する計画であり、本計画と整合性を図っています。また、地域ケア体制については「神奈川県地域ケア体制整備構想（平成 19 年 12 月）」との整合を図っていきます。

市の計画

「逗子市総合計画」に基づいて策定された「逗子市福祉プラン（地域福祉計画）」（平成 17 年 3 月策定）に包含されるものであり、「逗子市障害者福祉計画」（平成 21 年 3 月策定）など関係する諸計画との整合を保っていきます。

3 計画策定にあたって

(1) 計画策定のための体制

本市は、まちづくりへの市民参加を基本とし、あらゆる行政計画について市民参加を原則に策定することとしています。高齢者施策及び介護保険事業は市民の生活に大きく影響を及ぼすことから、計画には広く市民の意見を反映させることが重要と考え、その実現に努めています。

福祉プラン推進協議会

計画策定にあたっては、市民、知識経験者、公共的団体から推薦を受けた方で構成する「逗子市福祉プラン推進協議会」(以下「推進協議会」といいます。)の部会として設置する「高齢者保健福祉計画部会」で策定案を検討し、推進協議会に報告し、意見をいただきながら、策定を行いました。

実態調査

本計画の対象である要支援・要介護認定者とその介護者、要支援・要介護認定者を除く高齢者の実態及び意向等を把握するため、また、介護サービスの提供状況を精査するために、各種アンケートを実施しました。

アンケート調査の実施概要

調査区分	調査対象	配布数	有効回収票数	有効回収率
一般高齢者個別調査 (一般高齢者調査)	平成19年11月1日現在、市内在住で介護保険の要支援・要介護認定者を除く65歳以上の市民(住民基本台帳より無作為抽出)	1,000票	787票	78.7%
要支援・要介護認定者 個別調査(認定者調査)	平成19年11月1日現在、市内在住の介護保険要支援・要介護認定者(全員)	1,000票	604票	60.4%
介護者個別調査 (介護者調査)	上記の要支援・要介護認定者の主な介護者(全員)	1,000票	472票	47.2%
サービス提供事業所 個別調査(事業者調査)	市内で介護保険のサービスを提供している事業者	164票	101票	61.6%
介護支援専門員個別 調査(ケアマネジャー 調査)	市内被保険者に対する居宅介護支援業務に従事している介護支援専門員(ケアマネジャー)	195票	102票	52.3%

- 1 実施方法は、いずれも郵送による配布・回収(督促1回)
- 2 調査期間は、平成19年11月~12月上旬

パブリック・コメント（市民意見募集）

計画策定に当たっては、計画策定の経過を市民に報告するとともに、計画素案を市民に公開し、意見募集を行いました。パブリックコメントの実施概要は以下のとおりです。

パブリックコメントの実施概要

- ・意見募集期間 平成20年12月5日から平成21年1月5日まで
- ・素案の閲覧場所 逗子市役所（情報公開課、介護保険課）、高齢者センター、福社会館、小坪・沼間公民館、図書館、逗子アリーナ、文化プラザホール、市民交流センター、各地域活動センター及び市ホームページ
- ・意見の提出方法 任意の様式に「逗子市高齢者保健福祉計画への意見」と明記し、住所・氏名を記入の上、持参、郵送（1月5日必着）、ファクス、電子メールのいずれかの方法で提出
- ・意見の提出件数 6件（2名）
- ・意見の反映状況 巻末資料のとおり

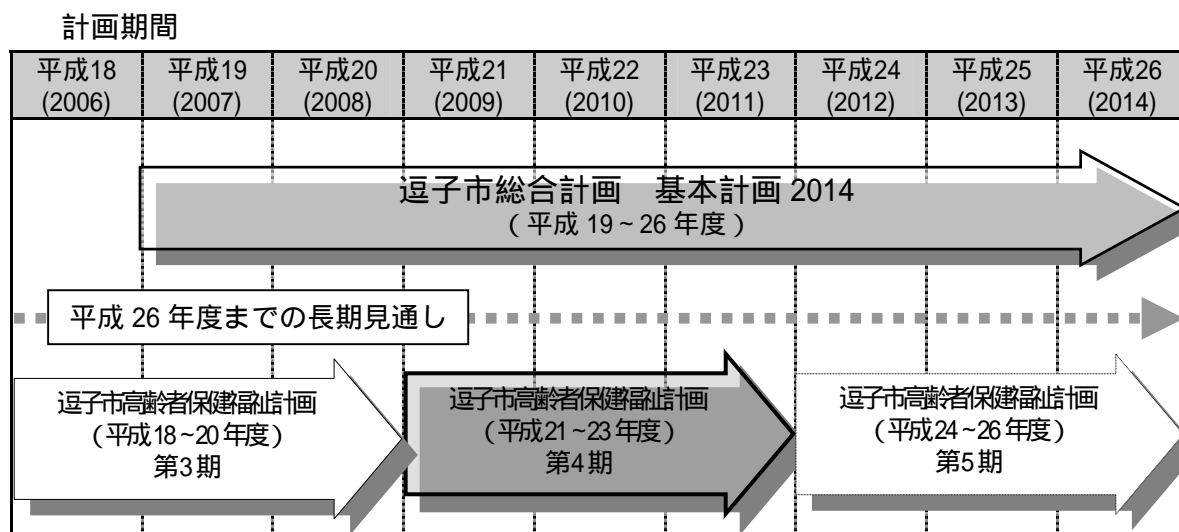
市民説明会の実施概要

パブリックコメントを実施するに当たり、意見提出の喚起、市民参加機会の充実を目的として、次のとおり開催しました。

- ・日時 平成20年12月6日 午後2時から午後3時まで
- ・場所 逗子市役所第7会議室
- ・内容 逗子市高齢者保健福祉計画の素案について（説明及び質疑応答）
- ・参加者数 14名

（2）計画期間

逗子市高齢者福祉計画は、介護保険法による介護保険事業計画の計画期間に合わせ、3年計画としました。本計画の計画期間は平成21年度～平成23年度の3年間です。



(3) 進行管理

本計画は、「逗子市福祉プラン推進協議会」の部会である「高齢者保健福祉計画部会」において進行管理を行い、推進協議会に報告していくこととします。

また、地域ケア体制の推進、評価については、「逗子市地域包括支援センター運営協議会」において、行っていくこととします。

4 計画の基本方針

(1) 基本理念

< 逗子市高齢者保健福祉計画（平成 21 年度～平成 23 年度）の基本理念 >

住み慣れた地域で、いつまでも心豊かに、自分らしく

（日常生活圏域）

（介護予防）（逗子市福祉プランの精神）

（自立の継続）

逗子市は、総合計画で市政の基本的な方向性を明確にしています。この総合計画では、基本構想の中で、「共に生きる福祉社会の実現」をうたっています。市民が住み慣れた地域の中で、誇りを持って住み続けることができ、人生を実り豊かに過ごすことができるよう、高齢者が活力を持ち続けられる地域社会をつくっていかねばなりません。

神奈川県における地域ケア体制の将来像において、逗子市を含めた横須賀・三浦保健福祉圏域は平成 17 年に高齢化率（22.4%）が圏域単位では最も高く、平成 47 年には県西（35.9%）に次いで 2 番目に多い 34.7%と見込まれています。高齢化率が高くなったとしても、今後とも高齢者ができる限り地域の中でその人らしい暮らしができるような基盤の整備、多様な生活ニーズに対応するための地域における新たな支え合いが重要となっています。

本計画は、介護保険事業計画の第 1 期、第 2 期の結果を踏まえ、第 3 期に設定した平成 26 年度までの長期展望にたったものであることから、第 3 期・4 期・5 期を一体的に考え、基本理念である「住み慣れた地域で、いつまでも心豊かに、自分らしく」を第 4 期も継承していきます。多様化する高齢者ニーズに対応し、さまざまな課題を解決していくために、市・市民・事業者が協働して「住み慣れた地域で、いつまでも心豊かに、自分らしく」暮らしていけるような環境づくりを進めることとします。

(2) 目指す将来像

逗子市が、平成 27 年までの 10 年間をかけて目指す高齢期の生活と支援の将来像は、「光・みどり・海 心かよう健やか都市・ずし」であり、本計画期間においてもこの将来像を目指して計画を推進していきます。

< 市民と共有する目標像 >

光・みどり・海 心かよう健やか都市・ずし

逗子市の高齢者は、生涯学習・スポーツ・健康づくりに意欲的です。そのパワーが、まち全体の元気と健やかさにつながっています。身近なまちでの心かよう、足元からの福祉が、高齢者の健康と生きがいを支えています。

逗子市の都市宣言は「青い海とみどり豊かな平和都市」です。光をいっぱい浴びて健康に、保健福祉のサービスや地域福祉活動が自立のための光となるようにとの想いを計画に込めます。

生活の中、身近な場所で健康づくりに取り組むことができる環境や機会があり、多くの市民が楽しく健康づくり活動を続けています。健康状態、ライフスタイルに応じた健康づくりを組み立てるための支援もあり、自主活動も盛んです。

高齢になっても、仕事や社会活動を通じて生きがいを磨き、高齢者の力が、活力とやさしさあふれる、心豊かなまちづくりに結びついています。

生活圏の中に、高齢期の生活をやさしく包む住まいや日中の過ごし場所があり、状況に応じて柔軟に利用することができます。

加齢や病気・けが等で心身機能が減退しても、生活目標に則り、身近なまちの中でリハビリとケアを組み立てることができ、自分らしい生活を実現する意欲がわいてきます。不安な時もすぐに相談できる環境があるので、安心です。

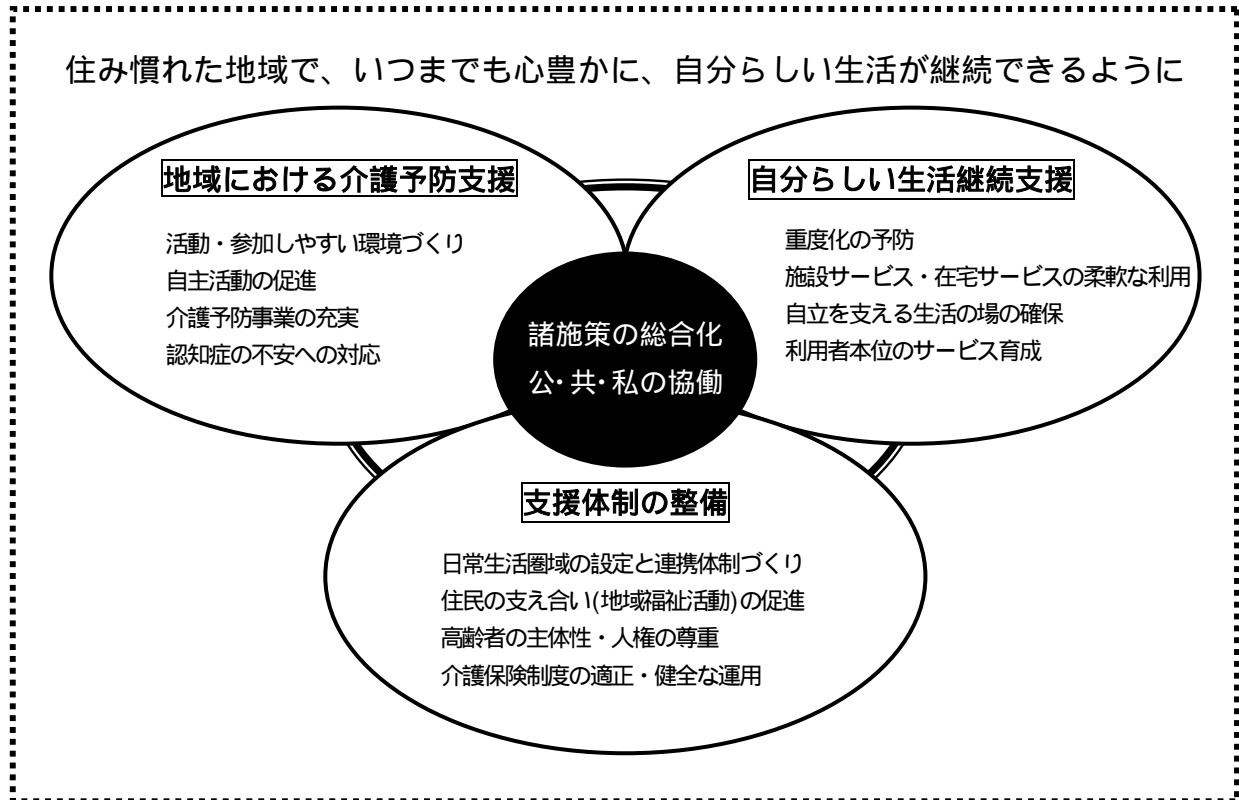
認知症への不安に対し、相談・診断・早期治療の体制があります。症状が進んだ場合でも、必要なサービスを利用しながら、自分も家族も住み慣れたまちでいつもの生活を継続することができます。どんな場面でも人権と意思が守られていて、安心です。

各種施設・サービスの情報を知り、納得して選び、利用することができます。サービス提供者と利用者のよりよい関係づくりが進み、質の高いサービスが提供されています。

介護予防のまちづくり、良質な保健福祉サービスの充実が、高齢者の生活の質の維持・向上のみならず、医療・福祉関連の財政支出の逡減、健康リゾートの振興など、市全体の元気と魅力に結びついています。

(3) 基本方針

目指す将来像を実現していくために、市・市民・事業者が共有する基本的な方針は、本計画期間においても次の3つを継承していきます。



(4) 重点的に推進する施策の基本方向

(3) の基本方針に従って逗子市が展開する施策の基本方向は、次のように設定します。

健康、生きがい・安心を支える施策との連携

高齢者の健康、生きがい・安心を支える生活全般の施策について、関係分野との連携・強化を進め、主体的な活動への支援を行います。

地域の自主的なサロン活動や教室などを積極的に活用・支援し、活動機会の拡充に努めます。

介護予防の市民への定着

要支援・要介護状態になるリスクの高い高齢者に対し、継続的・効果的な介護予防事業の参加促進を進め、生活機能の低下を防いでいきます。

地域での自立生活を支える支援づくり

介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、在宅（居宅）サービスや地域密着型サービスを充実させていきます。

在宅での介護が困難な高齢者のニーズに対し、既存施設の整備状況を十分踏まえた上で、入所・入居施設の整備を促進していきます。

認知症のある高齢者へのケアとして、介護者を含めた地域住民への認知症に対する理解促進、各種支援サービスの周知や利用促進、基盤整備を進め、尊厳のある生活を守ります。

地域包括支援センターを中心とした地域ケア体制の推進

たとえ要介護状態になっても、できる限り地域の中で安心して暮らしていけるよう、安心・安全を支える地域ケア体制の構築を促進します。

地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として地域包括支援センターの市民への定着促進・機能の充実を図ります。

地域福祉活動の推進

高齢者が何らかの援護を必要としたときに、地域でともに支え合う、思いやりのある地域社会の実現を目指します。

民生委員児童委員、社会福祉協議会、ボランティア及び市民による活動並びにNPOの組織など、地域福祉の担い手による活動が充実するよう支援していきます。

(5) 日常生活圏域の設定

【日常生活圏域の設定】

本市の地理的条件、字構成、高齢者人口の分布、主要な公共施設の分布状況などを勘案し、高齢者人口がほぼ半数に分かれるよう、平成18年度に市域を東西2つに分け、日常生活圏域を設定しましたが、今期計画期間においても、引き続き同様の設定とします。

東部圏域（字構成：逗子3・4丁目、桜山、沼間、池子）

市域を南北に走る京浜急行線及び田越川以東の地域で、北は横浜市金沢区、東は横須賀市、南は葉山町に接します。面積は、市域の約3分の2を占めますが、山林・丘陵部が多い地域です。田越川沿いに開けた古くからの市街地と丘陵部に新しく開かれた住宅地から成ります。西部圏域に比べると、僅かに高齢者人口比率が低くなっています。

西部圏域（字構成：逗子1・2・5・6・7丁目、山の根、久木、小坪、新宿）

京浜急行線及び田越川以西の地域で、北部を米軍家族住宅が占め、西は鎌倉市、南は相模湾に接しています。逗子駅から海岸方面に向けて広がる一帯及び小坪漁港周辺は、古くからの密集した市街地となっており、高齢化が進んでいます。旧来より保養地として有名で、リゾート施設等の立地が見られます。丘陵部に昭和40年代から開かれた住宅地が広がり、今後急激に高齢化していくことが予想されます。

(6) 地域包括支援センターの整備方針

【現状】

地域包括支援センターの主な業務のうち、平成18年度・19年度は、要支援者対象の予防給付マネジメントの業務が多忙をきわめ、他の業務にまで手が回らない状況が続きました。また、全国的な傾向ですが、特定高齢者がごくわずかであったため、特定高齢者を対象とした介護予防事業マネジメントはほとんど行っていませんでした。

設置数：2箇所（日常生活圏域ごとに各1）

主な機能：
・地域支援事業や介護予防給付の「介護予防ケアマネジメント」
・地域における高齢者の「総合相談・権利擁護」
・支援の連続性・一貫性を重視した「包括的・継続的ケアマネジメント」

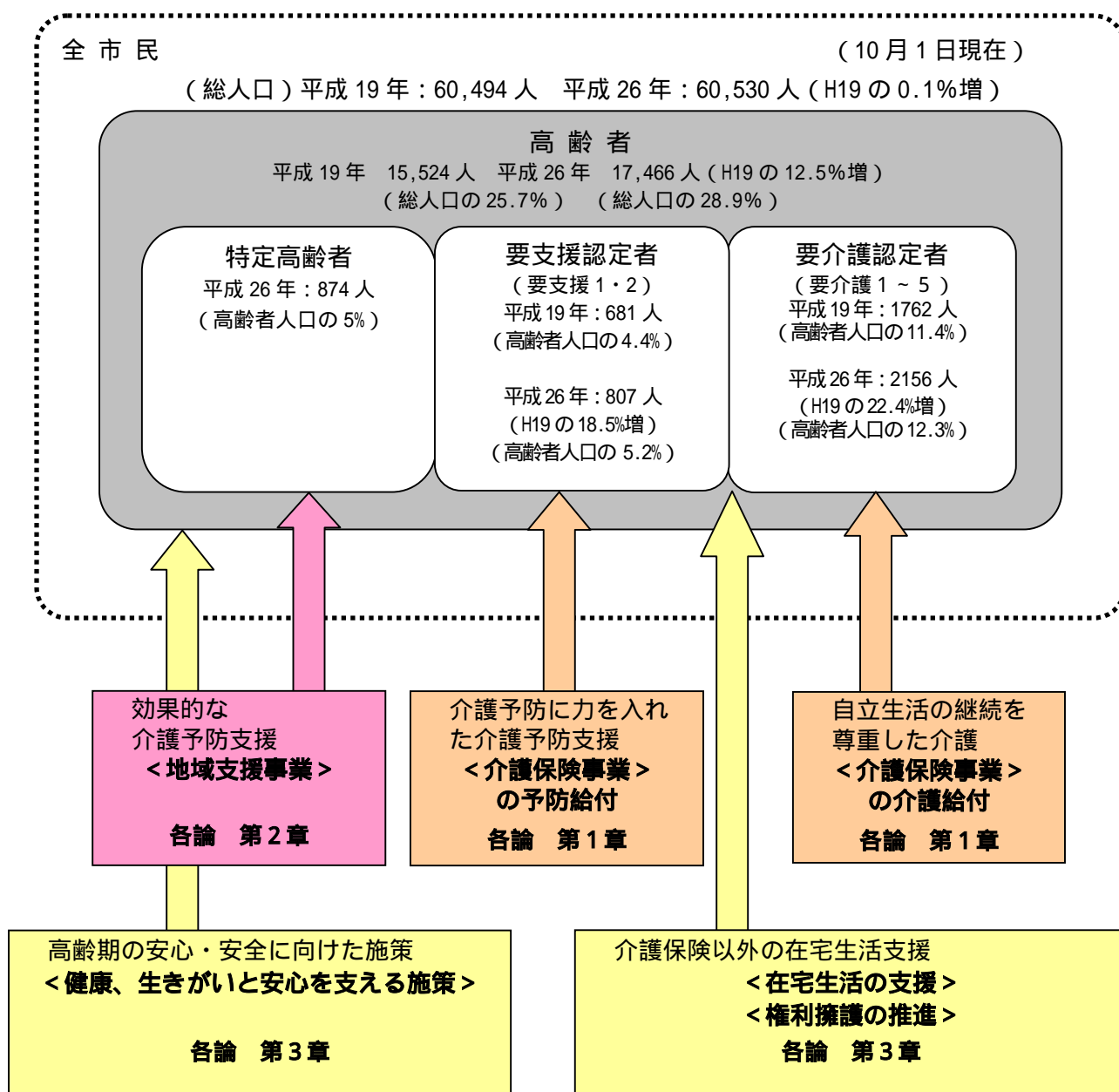
運営体制：保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員

運営方法：委託

【今後の取組み】

地域包括支援センターの創設から2年が過ぎて、業務の習熟、人的体制が確保できたこと、特定高齢者のスクリーニング方法が変わり、一定の特定高齢者が見込めることから、本来の業務が行える状態となりつつあります。近隣自治体の状況や現在の業務の状況等から判断して、本計画期間においても、地域包括支援センターの設置数は2箇所に変更はせず、機能強化を図っていきます。

対象者区分別に見た支援イメージ



特定高齢者：介護保険の要介護・要支援認定者ではありませんが、閉じこもりや虚弱など、要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者。国は、高齢者人口の5%程度と想定しています。特定高齢者は、基本チェックリストなどにより、候補者を絞りこみ、医師の診断を経て決定されます。